

# 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

「要支援1」「要支援2」「事業対象者」に区分された方は、介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスをご利用いただくこととなります。介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスの利用にあたっては、介護予防支援計画または介護予防ケアマネジメントケアプラン（以下「介護予防ケアプラン」という）を作成する必要があります。「介護予防ケアプラン」は利用者との契約に基づき、地域包括支援センター、又は地域包括支援センターから再委託を受けた居宅介護支援事業所が作成することとなります。

## 1 草加東部・草加稲荷地域包括支援センターの概要

センター名：草加東部・草加稲荷地域包括支援センター

所在地：草加市吉町 2-2-21

電話番号：048-959-9133

サービス提供地域：草加市 神明、住吉、高砂、中央、吉町、手代、稲荷、  
松江（5～6丁目）

営業日：月～土曜日の9：00～17：00  
（日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く。）

職員体制	：センター長（主任介護支援専門員兼務）	1人
	看護師	2人
	主任介護支援専門員	1人
	社会福祉士	3人
	プランナー（ケアマネジャー）	1人

## 2 利用料金

当センターの介護予防支援に対しては介護保険から、また、介護予防ケアマネジメントに対しては地域支援事業から全額給付されますので、利用者の自己負担はありません。

※ 保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合には、1か月につき次の金額を当センターに支払っていただくこととなります。その際、当センターにて「指定介護予防支援提供証明書」を発行します。

この「指定介護予防支援提供証明書」を添えて、後日、草加市（介護保険課）の窓口  
に申請することで、払い戻しを受けることができます。

《1か月あたりの利用料》

①介護予防支援----4, 729円

（利用開始月は初回加算として、3, 210円の利用料が加算されます。）

②原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）----4, 729円

（利用開始月は初回加算として、3, 210円の利用料が加算されます。）

- ③簡略的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントB） --- 3, 231円  
（利用開始月は初回加算として、3, 210円の利用料が加算されます。）
- ④初回のみ介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントC） 2, 140円  
（利用開始月は初回加算として、3, 210円の利用料が加算されます。）

《その他の加算》

\*委託連携加算 --- 3, 210円

（再委託時に指定居宅介護支援事業所に情報連携を行った場合、再委託初回月に加算されます。）

### 3 苦情の対応及び窓口

「介護予防ケアプラン」に基づいて提供している各サービスに関して、相談や苦情などがある場合には、下記の窓口へお申し出ください。

#### 【苦情相談窓口】

- ・草加東部・草加稲荷地域包括支援センター TEL048-959-9133
- ・草加市役所 地域介護課 TEL048-922-0151（代表）
- ・埼玉県国民健康保険団体連合会 TEL048-824-2568

年 月 日

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントのサービス提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 草加東部・草加稲荷地域包括支援センター

所在地 草加市吉町 2-2-21

代表者名 医療法人社団 友勝会

山本 雅昭

説明者名

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受けました。また、私の介護予防サービス援助のために、私についての必要な情報を（健康状態・医師の意見書・日常生活状況・介護環境・家族状況等）を関係機関に開示することに同意します。

利用者

利用者氏名

印

代理者氏名

印